平成２３年（フ）第５０号
静岡県掛川市大池934番地の６　市営住宅大池第４団地101
債務者　大庭さわ代
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
山口県宇部市大字棚井1030番地１
債務者　久中　幸江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第６５５号
宮城県名取市那智が丘１丁目14番地の７、住民票上の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地309番地１
債務者　山口　昭仁
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷字京原85番地、従前の住所横浜市神奈川区菅田町2308番地４　第二泉ハイツ２－Ｂ号
債務者　小野寺孝行
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地12号棟305
債務者　奥山　千春
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目１番１号
岸柳榮吉貸家
債務者　菅野　邦夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目１番１号
岸柳榮吉貸家
債務者　菅野　妙子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９１号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目15番12号　レジデンス白樺103
債務者　佐々木由香（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
宮城県東松島市矢本字下浦178番地３　セジュール矢本Ｂ棟103、前住所宮城県石巻市鹿又字新田町浦13番地　コーポＩＴＯ－Ａ101号
債務者　金野　　整（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
秋田県能代市落合字上釜谷地170番地６
債務者　今井　里香
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第９０号
秋田県能代市朴瀬字家後120番地
債務者　見上　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６３５号
神奈川県中郡大磯町高麗３丁目９番７号
債務者　髙橋　大作
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６１号
神奈川県中郡二宮町山西626番地の１シャルミエール104号室
債務者　重田　光男
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４４０号
石川県羽咋郡志賀町笹波オ126、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字庄ニ29番地４
債務者　井上　浩幸
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７４号
岐阜市芋島１丁目15番１号
債務者　岸　　巖
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８５号
岐阜市金竜町５丁目９　ファステストダイニング株式会社内、住民票上の住所名古屋市中区新栄２丁目３番12号　古池商店ビル１階
債務者　下山　剣史
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９３号
岐阜市鏡島2119番地
債務者　平野　初子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岐阜地方裁判所